

## 条 例 案 の 概 要

### 議案第61号 幸手市長の給料の減額に関する条例

#### 1 内 容

市長の給料を減額するもの

(1) 給 料 月 額 (2)の減額前給料月額から当該額の100分の30に当たる額を減じて得た額とする。

(2) 減額前給料月額 839,000円

(3) 減額後給料月額 587,300円

(4) 減 額 額 251,700円

(5) 減額する期間 令和5年12月1日から令和9年10月5日まで

#### 2 施行期日

令和5年12月1日

### 議案第62号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.10月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和5年度	2.20	2.20	4.40
【改定後①】	令和5年度	2.20	2.30	4.50
【改定後②】	令和6年度以降	2.25	2.25	4.50

(第1条及び第2条中第5条関係)

## 2 施行期日等

- (1) 上記1【改定後①】について  
公布の日（令和5年12月1日から適用）
- (2) 上記1【改定後②】について  
令和6年4月1日

### 議案第63号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

期末手当の支給割合の改定  
年間支給割合を0.10月引上げ

（単位：月）

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和5年度	2.20	2.20	4.40
【改定後①】	令和5年度	2.20	2.30	4.50
【改定後②】	令和6年度以降	2.25	2.25	4.50

（第1条及び第2条中第5条関係）

## 2 施行期日等

- (1) 上記1【改定後①】について  
公布の日（令和5年12月1日から適用）
- (2) 上記1【改定後②】について  
令和6年4月1日

### 議案第64号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 内 容

- (1) 給料表の改定  
給料月額を1,000円から12,000円までの間で引上げ

（第1条中別表第1関係）

(2) 期末手当の支給割合の改定

(第1条及び第2条中第17条の4関係)

年間支給割合を0.05月(定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月)引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現行】	令和5年度	1.20 (0.675)	1.20 (0.675)	2.40 (1.35)
【改定後①】	令和5年度	1.20 (0.675)	1.25 (0.70)	2.45 (1.375)
【改定後②】	令和6年度以降	1.225 (0.6875)	1.225 (0.6875)	2.45 (1.375)

※ 表中 ( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(3) 勤勉手当の支給割合の改定

(第1条及び第2条中第17条の7関係)

年間支給割合を0.05月(定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月)引上げ

(単位：月)

	年度	勤勉手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現行】	令和5年度	1.00 (0.475)	1.00 (0.475)	2.00 (0.95)
【改定後①】	令和5年度	1.00 (0.475)	1.05 (0.50)	2.05 (0.975)
【改定後②】	令和6年度以降	1.025 (0.4875)	1.025 (0.4875)	2.05 (0.975)

※ 表中 ( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(参考)

期末手当・勤勉手当支給割合

(単位：月)

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.40 (1.35)	2.0 (0.95)	4.40 (2.3)
改定後	2.45 (1.375)	2.05 (0.975)	4.50 (2.35)

※ 表中 ( ) 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

## 2 施行期日等

(1) 上記1(1)について

公布の日(令和5年4月1日から適用)

(2) 上記1(2)【改定後①】及び(3)【改定後①】について

公布の日(令和5年12月1日から適用)

(3) 上記1(2)【改定後②】及び(3)【改定後②】について

令和6年4月1日

## 議案第65号 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

### 1 内 容

(1) 特定任期付職員の給料月額の改定

<1号給> 376,000円 → 380,000円

<2号給> 422,000円 → 427,000円

<3号給> 472,000円 → 477,000円

<4号給> 533,000円 → 539,000円

<5号給> 608,000円 → 615,000円

(第7条関係)

(2) 特定業務等従事任期付職員の給料月額の改定

<1級> 169,800円 → 181,800円

<2級> 191,700円 → 202,400円

<3級> 234,400円 → 240,900円

<4級> 266,000円 → 271,600円

< 5 級 > 290,700円 → 295,400円

(第8条関係)

- (3) 特定業務等従事任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和6年度から支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を、一般職の職員の支給割合と同一とする。

(第10条第5項関係)

## 2 施行期日等

- (1) 上記1(1)及び(2)について

公布の日(令和5年4月1日から適用)

- (2) 上記1(3)について

令和6年4月1日

## 議案第66号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定の追加、会計年度任用職員の期末手当の特例及び人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給料表の改定をするもの

- (1) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定を定める。

(第2条第1項、第7条の2及び第16条の2関係)

- (2) 会計年度任用職員の期末手当の特例

令和5年12月に支給する会計年度任用職員に支給する期末手当の支給割合は、改正前の幸手市職員の給与に関する条例第17条の4第2項に規定する支給割合を用いる。

(附則第2項関係)

- (3) 給料表の改定

給料月額を1,900円から12,000円までの間で引き上げる。

(別表第1関係)

## 2 施行期日等

- (1) 上記 1 (1)及び(3)について 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 上記 1 (2)について 公布の日

## 議案第 6 7 号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

- (1) 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額することとしたもの

（第 2 1 条第 3 項関係）

#### ア 対象

令和 5 年 1 1 月 1 日以降に出産する予定又は出産した国民健康保険税の納税義務者又は被保険者がいる世帯

#### イ 減額期間

出産予定日の前月から（多胎妊娠の場合は 3 月前から）出産予定日の翌々月

#### ウ 減額内容

出産被保険者の所得割額及び均等割額

- (2) 出産被保険者に係る届出

国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、条例に掲げる事項を記載した届書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないこととしたもの

（第 2 2 条の 3 関係）

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和 6 年 1 月 1 日
- (2) 適用区分

この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令

和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 8 号 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 住所地特例に関する規定の整備

障害者総合支援法では、介護保険施設等が新たに住所地特例の対象とされ、障害者支援施設と同様に扱われることとなったことから、重度心身障害者医療費においても障害者支援施設と同じ住所地特例を適用するため、その規定を追加する。

（第 3 条第 1 項関係）

(2) 既に行われている運用を明文化するもの

他の医療費助成を受けている場合は、支給対象外とする規定を明記する。

（第 3 条第 2 項関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

この条例による改正後の幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号イ及びウ並びに第 3 号並びに第 4 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入居又は入所した者に適用する。

議案第 69 号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うもの

(1) 字句の変更

居宅訪問型保育事業所 → 居宅訪問型保育事業者

（第 7 条の 3 第 2 項関係）

(2) 主務大臣の変更

厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

（第 25 条関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 70 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 認定こども園法の引用条項の改正

第 11 項 → 第 10 項

（第 15 条第 1 項第 2 号関係）

(2) 特別利用保育及び特別利用教育に関する規定の改正

（第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項関係）

(3) 主務大臣の変更の改正

厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

（第 44 条関係）



(4) その他字句整理

(第6条第2項及び第3項並びに第35条第2項並びに第36条第2項並びに第39条第2項関係)

2 施行期日

公布の日

議案第71号 幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

「放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年雇児発0521第8号）」の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の一部を変更するもの

放課後児童支援員の資格要件を、2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者まで含む緩和措置を定める。

(附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日

議案第72号 幸手市農業集落排水事業の設置等に関する条例

1 内 容

農業集落排水事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）に規定する財務規定等を適用し、会計処理方式を改めるため、必要事項を定めるとともに、関連条例の整備を行うもの

(1) 設置

農村集落における生活環境の向上及び農業用排水の水質保全を図るため、幸手市農業集落排水事業を設置する。

(第1条関係)

- (2) 法の財務規定等の適用、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び業務状況説明書類の作成について定める。

(第2条～第7条関係)

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日 令和6年4月1日

- (2) 関連条例の廃止等

ア 幸手市農業集落排水事業特別会計条例の廃止及び経過措置

イ 幸手市農業集落排水事業債償還基金条例の廃止